

こまつ2月

男	2,583	-11
女	2,836	-21
合計	5,419	-32
世帯数	2,598	-25

令和6年12月末現在

西条市小松公民館 〒799-1101 西条市小松町新屋敷甲 3008 番地
TEL・FAX:(0898)72-2631 E-mail:komatsu-k@saijo-city.jp

みんなで食べるとおいしいね♪

『こどもしよくどう』

12月26日(木)小松小学校にて、えひめ地域こども食堂ネットワーク主催の『子ども食堂』を開催しました。小松小学校児童クラブ対象の今回は40名の児童がカレーライスとスパゲティサラダをいただきました。おかわりが止まらない児童が続出し『4回目のおかわりです』『すごく美味しい!また作ってください』など好評でした。



- ☆メニュー☆
- ・愛情たっぷり!カレーライス
 - ・おかわりが止まらない!スパゲティ
 - ・ゼリー、ジュース
 - ・ポップコーン

西条市文化協会「芸術文化賞」受賞

1月10日(金)西条市総合文化会館において、西条市文化協会「芸術文化賞」贈呈式が行われ、文化協会小松支部からは、お二人の方が受賞されました。



芸術文化功労賞に竹村儲男さん
芸術文化奨励賞に三宅朱実さんが
受賞されました。
おめでとうございます。

ご参加ください!

《高齢者の居場所づくり(高齢者カフェ)》

高齢者が気軽に立ち寄り話ができる居場所づくりとして『高齢者カフェ』を開催します。

遊びに来てください。

日時:2月12日(水) 9:30~11:30

場所:小松公民館 大会議室

対象者:65歳以上の方、ご家族の方等

問合せ:西条市地域包括支援センター

西条西部・小松 担当:佐伯

TEL 0898-52-8221

持参物:水筒(自分の飲みたい物)、
老眼鏡・筆記用具等

つばきカフェ

日程:2月19日(水) 10:00~11:30

場所:小松公民館 研修室

内容:ハーモニカ演奏会 アンサンブル華組 さん

カフェをしながらの団欒、介護相談など認知症の方、そのご家族、認知症について知りたい方、地域のどなたでもご参加いただけます。

ケアマネジャー、社会福祉士、看護師など、専門職が相談に応じます。

問合せ:西条市地域包括支援センター

西条西部・小松 担当:佐伯

TEL 0898-52-8221

♪お茶を飲みながら、気軽におしゃべりしませんか

一駐在さんのつばやき

こんにちは。小松駐在所の宗岡です。

今回は、自転車の安全利用について話します。

昨年の11月に道路交通法の一部が法改正され、自転車であっても飲酒運転や交通事故に直結する道路交通法違反があれば処罰の対象となります。

自転車を運転する際は、車を運転しているつもりで交通マナーを守り、安全運転にご協力をお願いいたします。

西条西警察署 地域課小松駐在所 巡査長 宗岡 賢

2月の行事予定

1	土	休館日
2	日	愛媛県魚食推進事業 『こどもチャレンジ教室』 9:30~
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	小松子ども教室 スポーツ(5・6年) 9:30~
9	日	休館日
10	月	臨時休館日
11	火	休館日・建国記念日
12	水	高齢者カフェ 9:30~
13	木	
14	金	
15	土	休館日
16	日	休館日
17	月	
18	火	
19	水	つばきカフェ 10:00~
20	木	
21	金	行政相談 13:00~ 小松子ども教室実行委員会 19:00~
22	土	休館日
23	日	休館日・天皇誕生日
24	月	休館日・振替休日
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	

★臨時休館のお知らせ★

2月10日(月)

臨時休館といたします。
ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ロビー展 手芸 小松ウーマン

令和7年度 小松公民館定期利用サークルの登録について

令和7年度「サークル登録について」
 公民館を定期的には使用するには、サークル登録が必要です。継続または新しく登録を希望するサークルは、登録申請をお願いします。詳しくは公民館にお問い合わせください。
申請書の提出締め切り：2月14日（金）

提出先：小松公民館 72-2631

令和7年度 小松小学校・小松中学校 学校開放登録について

前年度の使用団体には書類をお送りします。新規登録する団体は、公民館にお問い合わせください。

申請書の提出締め切り：2月14日（金）

提出先：小松公民館 72-2631

令和7年度

「小松公民館サークル代表者会」

サークル代表者会を下記のとおり開催しますので、登録したサークルの代表者は、必ず参加してください。（代理可）

開催日時：3月6日（木）11:00～

開催場所：小松公民館 大会議室

～サロン歌声喫茶日程変更のお知らせ～

毎月第1・3水曜日に開催しております『サロン歌声喫茶』の開催日時を2月より、**第2・4水曜日の10時～11時30分**に変更いたします。（2/12・26）（3/12・26）

開催場所：小松公民館 大会議室（2月は大ホール）

お問合せ：小松公民館 TEL (0898) 72-2631

西条市介護予防事業 受託代表者 吉寛 善允

《講演会》 命との向き合い方 ～自分らしくを最期まで～

医療と介護の実情を知り、自身や家族にとって自分らしく生きるために何が必要か、そして看取りのことを身近に考えるきっかけにしませんか。

日時：2月24日（月・祝）

13:30～16:00（開場 12:30）

場所：小松公民館 2階大ホール

入場料：無料（事前申込制）

〔お問い合わせ・申込み〕

西条市役所介護保険課

TEL 0897-52-1412

（平日8:30～17:15）

○第1部 13:40～

『西条市在宅医療・介護連携体制の紹介と実績報告』

在宅での医療・介護サービスやその実際をコーディネーターの立場からお話します。

訪問看護ステーションにじいろ 黒川しのぶ

○第2部 14:15～

講演会・ピアノリサイタル『看取りから芸術へ～心に響く命の音～』

大切な人を看取るとは、家族の立場からお話します。

講師：左手のピアニスト 智内 威雄

郷土資料室から 企画展「未来に残せ！地域の記憶～修理編～」

本展では、「修理をする」ということに着目して展覧。市内の施設で収蔵する修理された資料をはじめ、図書館での修理の現場をとりあげて紹介。

資料のためにできる事、一緒に考えてみましょう。

会期：2月23日（日）～4月13日（日）

休館：月曜日（2/24日は開館）、2/1日（土）～2/7日（金）、2/25日（火）、2/28日（金）

時間：10:00～17:00 入場無料



【歴史小話のお知らせ】

演題：「カブトガニという生き物と保護活動」

高度経済成長期と共に姿を消してしまったカブトガニ。

当時・現在・未来の保護活動についてお話しします。

講師：藤田 宣伸 先生（東予郷土館学芸員）

日程：2月22日（土）

時間：13時30分から

場所：小松公民館1階 研修室

定員：40人（先着順）

小松温芳図書館・郷土資料室 ☎ (0898) 72-5634 小松町新屋敷甲 3007-1

祝 西条市 二十歳の集い



1月12日（日）丹原文化会館にて、令和7年西条市二十歳の集いが行われました。小松小学校区からは55名の皆さんが二十歳という人生の大きな節目を迎えられました。皆様のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

～毎月10日は人権を考える日～

「令和5年度 人権意識を高めるための作品集」から人権作文を掲載します。

人権けい発劇に参加して

今治東中等教育学校 1年 渡邊 くるみ

（令和5年度掲載時大町小学校6年）



私は、西条市の人権けい発劇に参加しました。きっかけは、西条市の合唱団でその劇のラストの歌を歌うことになったからです。そこで、部落差別やハンセン病での差別を知りました。特に、**部落差別では差別をなくそうとする活動が逆に差別をひどくさせていた**ということが印象に残りました。（※）注

そして、自分も気が付かないうちに差別をしているかもしれないということにびっくりしました。差別のことは学校でたくさん学んだけれど、それはほんの一部で、世界にはもっとたくさんの方がいろんな差別で苦しんでいることがわかりました。そして、そのほとんどの人がだれかに気付かれもせず、助けられもせずたった一人で生きていかなければいけないと知って、とても驚きました。

劇を練習している人達はとても真剣で細かいところを何度も修正して、そのことが見ている人に正しく伝わるようにしていました。大町小学校や他の学校の先生、中学校の生徒達もみんな役になりきって演技をしていて、こんな身近に差別をなくすために積極的に行動している人達がいることを改めて感じました。ラストの歌を作った人にも会いました。歌詞の中の「熱と光」は、この劇の一番大事な言葉で、オリンピックの聖火のようにつなげていくという意味があり、なにか一つの事を一生けん命にやって周りを明るくするという意味もあるそうです。私は歌詞の中で「だれもが住みよい町は今日も笑顔であふれている」というところが好きです。なぜかという時間はかかってもいつかは笑顔あふれる町を実現させたいという強い思いを感じたからです。

今回の劇で私は、差別やいじめをなくして世界をだれもが住みよいところにするには三つの事をみんなができるようになればいいと考えました。一つ目は、「一人一人違っていい」と考えることです。二つ目は、差別やいじめについて簡単なことでもいいから一人でも多くの人に知ってもらおうということです。三つ目は、どんな言葉も相手を傷つけないか一たん考えてから言うということです。軽い気持ちで言った言葉でも、何十年も相手の心に引っかかり、傷つけてしまうということがあると知ったからです。この三つのことをみんなが考えていけば、だれもが住みよい町が実現するのではないかと思います。

※の注釈 間違った解釈と理解をしないために

部落差別では**差別をなくそうとする活動が逆に差別をひどくさせていた**ということが印象に残りました。人権劇中の「差別をなくする活動」の場面は、明治時代終り頃から大正時代に行われた被差別部落外の人たちが行った「部落改善運動」や「融和運動」を指す。これらの活動は、差別の原因を被差別部落の人々の側に求め、部落外の人々の「同情」と「理解」を求める活動であり、そのため部落外の人たちに対する差別を逆に助長し、本来の差別解消には繋がらなかった。この活動は、いわゆる「部落解放運動」ではない。

西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課